

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の

一部を改正する規則（規則第三一号）

1 租税特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（様式第三号関係）

2 この規則は、公布の日から施行することとした。